

第2回 袋井市水道料金等懇話会議事録

期 日 令和元年7月22日(月) 午後1時30分～4時00分

場 所 袋井市役所 浅羽支所 1階 第1会議室

出席者 委員：兼子文夫、宮原高志、伊藤静夫、山田敏明、水谷欣志、
川上政年、榛葉美希（設置要綱順による 出席者7名）

市：部長、技監、水道課(5名)、下水道課(5名)

コンサル：大場上下水道設計(2名)、日本水工設計(3名)

□ 開 会

□ 都市建設部長あいさつ

第1回の懇話会は、本庁舎で開催したが、本日は浅羽支所で開催した。今後は、浅羽支所で開催する予定である。

第1回水道料金等懇話会の中では、数年前行った懇話会で、皆様に取りまとめていただいた提言に対する取り組み状況、水道事業・下水道事業における財政状況、経営関係、整備計画、災害への備えについてお話をさせていただき、また様々な経営課題があることを説明するとともに、将来の財政収支見通しについて示した。

皆様からは、施設の方針、整備の必要性、また料金改定について、それぞれの立場で御意見をいただき、必要性については御理解いただけた部分もあると思っている。

どのように進めていくかは引き続き御意見を参考に決めていきたい。

本日は、前回懇話会で回答できなかったり、資料を示せなかった点について、改めて回答等するとともに、今後の具体的な料金案等について説明できたらと思っている。

なお、先般は水道事業と下水道事業の順に説明したが、本日は下水道事業から説明させていただく。

料金にかかわる経営の面等、お気づきの点があったら、ぜひ御発言をいただきたい。

下水道課長

今回は、2名欠席しているが、9名中7名の出席を頂いているため、懇話会要綱に基づき、懇話会が成立していることを報告する。

□ 議 事

- 1 第1回懇話会会議録について（資料1）
- 2 下水道事業の財政収支見通しと料金改定について（資料2）
- 3 水道事業の財政収支見通しと料金改定について（資料3）

□ 質 疑

- 1 下水道事業について

委員G

Q 袋井市は平成21年度以降他市町と比較してかなり安い、その理由は何か。それでもやっていけたということか。

下水道課長

A 下水道使用料は政策として抑えていたということもあり、水道料金の8割を目安に設定したものを、市町合併の時に統一した。

水道料金と合わせて検討している経緯があり、平成28年度に初めて値上げしただけである。

一般会計から繰入金を受けているので赤字にはならない。

委員A

公共インフラについては、立ち上げ時に普及促進のために、ある程度市で財政負担をして、使用料を安くしている。その役割が済んだため、平成28年度以降は経営に合った料金体系にしていこうという考えがあったと思われる。

委員F

Q 他の自治体もあまり値上げしていない、あまり料金改定をしていないという印象である。

もう少し値上げしてもいいかと思う。

P5を見ると、使用水量が多くなるほど、使用料は湖西市や森町と比べて高くなる。累進度は同じ条件で値上げするのか、それとも変えるのか。

下水道課長

A 次回以降に、皆様から頂いた意見を踏まえた案を出す予定。

委員A

P7「使用料改定の検討手順」について審議をお願いしたい。

意見、質問等をいただきたい。

委員E

前は 500 円くらい上げた。値上げ幅を小さくすると、2～3 年でまた改定することになるのでは。

前回と同じくらいの上げ幅にするのが妥当ではないか。

委員D

Q 通増ということでよいのか。見直すのか。

下水道課長

A 事務局では通増制で考えている。

委員D

通増制の方がメリットがあるということだろう。

委員A

今回の懇話会では、色々な意見を頂いて、今後のためにも深く検討をしていきたい。

P8「3. 財政収支見通し」について意見をいただきたい。

委員D

Q 150 円／ m^3 は決定なのか。値上げ率がかなりの率になると思うが。

下水道課長

A 決定ではない。

平成 17 年度頃に、水道料金の全国的な水準を参照に、国が下水道事業の使用料単価を 150 円／ m^3 にするよう要請したものである。

一気に使用料単価を 150 円／ m^3 にするのではなく、改定案①、②、③のとおり、何回かに分けて 150 円／ m^3 にする考え。

委員D

Q 使用料単価 150 円／ m^3 を確保したいという目標は決定なのか。資料は 150 円／ m^3 を前提としているのではないか。

下水道課長

A 国が示している使用料単価 150 円／ m^3 を目標とした。

委員 A

総務省の財政支援等を行ううえでの指導基準ということである。ここまでにしないと助成しないとは言っていないのではないか。いずれそうなるかもしれないが。

委員 G

Q P12 にて、改定しないと内部留保資金は増えないとあるが、改定すると内部留保資金は増えるのか。

下水道課長

A P12 と P13 の資本的収支のグラフは同じであり、資金不足を基準外繰入金で賄っているので、改定しても内部留保資金は貯まらない。

委員 F

Q P12、P13 資本的収支のグラフは同じなのか。料金改定しても基準外繰入金は変わらないということか。

下水道課長補佐

A あくまでも、使用料単価 150 円／ m^3 は収益的収支の部分の話であって、料金改定することにより、収益的収支の基準外繰入金は減るが、資本的収支の基準外繰入金は減らないということになる。

使用料単価を 150 円／ m^3 よりも上げれば、資本的収支の基準外繰入金が減る。それは次の段階での議論ということになる。

委員 A

P15「4 改定率について」について事務局から補足で説明があるか。

下水道課長

改定案は値上げの回数の違いである。前回の懇話会では、水道料金と合わせるとどのくらい値上げするのかという話があったので、参考資料として、水道料金と下水道使用料を合わせた資料を作成した。

次回以降改定案を提示するので、意見をいただきたい。

委員 I

使用料単価 150 円／ m^3 という目標に対しての案だと思うが、改定案③では基準外 0 になるのが 13 年後になる。

世帯も減り、収入も減っていく中で、色々な事情も出てくるだろうから、長いスパンの話で、さらに改定というのも厳しい話だと思われる。

国が示す数字に達成しない場合、どういう影響があるのかが分からないので、良いのか悪いのかの判断は難しい。

一気に上げるのは負担が大きく、何回かに分けるとコストもかかると思うので、色々なシミュレーションを行って、決めることになるのではないかな。

委員 A

Q 国が示す数字にどのくらい縛られるのか。

下水道課長

A 特に縛りはないが、現在は建設費の 50%について国からの補助金を貰えているが、その仕組みが変わるかもしれない。

使用者が負担するというのが、基本的な考え方であって、一般会計からの繰入金を減らせば、子育て支援や高齢者の対策費用等、他の施策にまわせる。

使用者負担ということを原則とし、それに見合った使用料を払っていただきたいと考えている。

委員 C

人口等は将来的には不透明であるため、なるべく早い時期に解消した方がいい。

汚水処理原価は 150 円／ m^3 よりも高いと思うのだが、いくらくらいなのか。今回は 150 円／ m^3 に止めてということか。

P15 の改定案については、上水道も含めて検討することになるのではないかなと思う。

委員 A

次回にでも汚水処理原価について提示していただきたい。

~~~~~ 休 憩 ~~~~~

□ 質 疑

2 水道事業について

委員A

第1回懇話会の質問に対する回答について質問はあるか。

委員I

Q P3に近隣市との比較資料で、説明では袋井市と磐田市は料金改定を実施しているとのことであるが、他の市町は改定の予定はあるのか？

水道課長

A 料金改定については、各市町で状況は異なる。例えば掛川市については、今年度の最初に料金改定の懇話会を実施したようだが、掛川市は大井川広域水道企業団から水を買っており、その単価が安くなったため改定の必要性が無くなったと聞いている。

浜松市も料金改定の検討を行ったが、下水道使用料を上げたため、水道料金は据え置きしたと聞いている。ただし、昨年度、コンセッションという話もあったため、料金改定を実施したいという意向のようである。

御殿場市については、自己水源のみで、用水供給事業から水を買っていないため、料金改定の状況は不明であるが、他からの影響を受けない状況である。

委員A

Q 財政収支見通しの内部留保資金について検討がされているが、内部留保資金の基準の考え方で、設備資金をどこまでターゲットとするか。30年先のことまで考えるのか？いつまで事業が続くのか？総事業費はどの程度か？末端まで対象とするのか？限度がある話ではないが、重要なポイント。

また、今回の懇話会の命題と異なるかもしれないが、1ヶ月分の運転資金の確保とあるが、仮に震災があった場合でも費用は発生するが、1ヶ月で次の支出分の収入が得られるのか？普通、一般企業では3～6ヶ月分の運転資金が事業目標となる。運転資金として1ヶ月分だけの確保で十分なのか気になる。

委員D

Q 水道事業の場合、減価償却が終わった資産の予算化というのはどうなっているのか？

水道課長

A 減価償却費は、取得した資産額を耐用年数で割った金額を収益的収支の減価償却費に計上し、その金額分を資本的支出の不足額の補填に充てている。

委員D

Q 償却が済んでしまった資産はあるのか？

水道課長

A 償却済みの資産はある。

委員A

Q 帳簿から消してしまうのか？

水道課長

A 帳簿には残存価格で載っている。

委員D

Q 耐震化と長寿命化は一緒にしているか？

水道課長

A 一緒にしている。基本的に耐震化を行う場合、ポリエチレン管やダクタイル鋳鉄管を採用するが、それらは100年もつと言われている。つまり、一回更新を行うと、100年は更新する必要がないということである。

委員D

Q アウトソーシングできる業務はないか？

水道課長

A 水道事業の民間委託はいろいろな方法があるが、例えば、窓口業務、設計業務、工事業務等をそれぞれ民間委託する方法や、究極的には浜松市が検討を行っていたコンセッション方式がある。

他市の状況を見ると、窓口業務、収納業務、検針業務等を民間委託している事例があるが、費用の問題があるので、民間委託した方が安価なのか見極めをしている状況である。

委員D

Q 企業にとっては売り上げであり、水道事業では料金収入になるが、コストは非常に重要である。

水道課長

A コストについては、今年度から新電力と契約し電気代の削減に取り組んでいる。

また、収入の確保については、徴収部門について弁護士に委託して少額訴訟等で収入を増やす努力をしている。

委員F

Q 水道、下水道の料金改定の推移の資料を見ると、他の市町は料金改定を実施していない。袋井市は平成28年度に値上げし、また数年で値上げするというのは市民にとっては生活の負担になってしまう。値上げする理由はあると思うが、改定率は考えた方がいいのでは。

他市町と比べると、下水道使用料については確かに安いですが、水道料金はあまり変わらない状況である。下水道使用料は上げるが、水道料金は据え置きできないかと思う。

委員G

Q 事業なので黒字でなければならないのは理解できる。コストは可能な限り下げる努力は必要だが、どこまでなら市民に納得してもらえるかということだと思う。

災害時に突発的に資金が必要となるだろうが、料金改定を実施していかないと、最終的には市民が困ることになると思う。本音は上げて欲しくない。

委員A

Q 財政収支見通しについて再質問になるかもしれないが、スパンも含めて、耐震化なり高機能化なり、どこまで取り組むのか。その時、考える基準というものはあるのか？

水道課長

A 平成25年度の懇話会での議論では、東日本大震災の被害状況を踏まえ、基幹管路の耐震化が必要と説明し、4.2%の料金改定を実施した。

昨年度、アセットマネジメントを実施し、管路や施設の状況や耐震性を

検討したところ、災害拠点施設、医療施設等の重要施設の全てが口径150mmの管と繋がっているわけではなく、口径100mmや75mmの管と繋がっている施設もあることから、基幹管路だけを耐震化してもリスク軽減にはならないと判断し、口径100mmと75mmも優先順位を定めて耐震化を進める必要性が明らかになった。また、老朽化した管路も計画的に更新していく必要がある。

これらのことから、これまでの事業費に口径100mmと75mmの更新事業費分を上乗せし、災害時のリスク低減を図るために、料金改定を実施したい。

#### 委員A

Q 計画対象の延長は決まっていると思うが、計画期間はいつまでなのか？

#### 水道課長

A 2038年までの計画で、更新総延長が427kmである。全管路は723kmあるが、2038年までに427kmを更新し、それでも2039年以降の更新延長が222kmある。年間5～6kmしか更新できない。そのような状況で約600kmの管路を更新しなければならないということで、期間は長くかかる。

#### 委員A

Q 今の説明は口径150mm以上の基幹管路のことから？それとも75mmも含めた数字か？

#### 水道課長

A すべての管路更新計画である。

#### 委員D

Q 優先順位は緊急度と重要度と永続性の観点から決まり、また、健全性という観点も踏まえると、年間5～6kmの更新が限度であるならば、更新順位は決まっているのか？

#### 水道課長

A 更新順位は決まっている。現在、総延長約720kmのうち、約150kmが耐震化されている。優先順位としては、医療や福祉機関が第1位。次いで災害拠点施設、各地域のコミュニティセンター等を優先順位上位としている。

P11の表で更新費用を提示しているが、法定耐用年数で更新した場合は年平均事業費が約12億円であるが、実使用年数の場合は、先ほどの優先順

位と実使用年数を超えない範囲で古い順に更新という観点から、年平均事業費が約6億円となった。

法定耐用年数は30～40年であるが、実際にはそれ以上に耐久性があるため耐用年数を延ばし、費用を平準化した。

#### 委員 A

今の質疑にあったように、長期的な費用も盛り込んで今の事務局案がある。P16の改定案で事務局案が示されているが、意見はあるか。

#### 委員 I

Q 第1回の懇話会で、委員Bが袋井市の経営状態は良いと発言したのが印象に残っているなかで、先ほど委員Fの発言と同じように、平成28年度に値上げして、また上げるのかという印象である。下水道は明らかに赤字経営であり、且つ、国からの支援もある状況の一方、水道は黒字経営であり、やらなければならない事業もあるが、値上げすべきか疑問である。

まずは、値上げするべきなのか、するなら水道・下水道両方となると思うが、それが市民の生活にどの程度影響があるのか。下水道の状況とは違うのではというのが正直な感想。

#### 委員 A

Q P17について、料金体系が変われば料金も変わってくる。料金体系は改定率と同時に考慮すべき点であるが、もう一度現在の料金体系の課題を説明して欲しい。

#### 水道課長

A 本市は基本料金の設定が他市よりも安く設定されている。一方、従量料金が高く設定されている。従量料金収入は使用水量の影響を受けるため、使用水量が減少すれば収入も減少する。基本料金は固定費分の回収が目的であるが、料金収入が減少すると固定費分を負担しにくい状況となる。平成30年度の決算では、給水人口は増えているが料金収入は減っている状況であり、現在の料金体系の影響が出ていると分析している。

逓増制は使用量が多いほど単価が高くなるため、前回の改定時には格差是正を目的に、逓増段階を5段階から3段階に、逓増度を1.3から1.1に変更した。将来的には単一料金への移行を意識した改定と思われる。

#### 委員A

Q 私見であるが、耐震化のように長期間にかかる料金は、「量」に負担をかけるのではなく、この場合は基本料金で「幅広く」、「末永く」負担するのが原則ではないかと思う。これまでは水道普及を図ることを目的としてきたが、その役目が一段落したならば、均等に負担してもらう部分が多くなってもいいのではないか。

従量制については、経済的合理性から言えば、使用量が多い方は商売で使用していたり、価格転換が出来ているだろうが、例えば工場で地下水を汲み上げて大量消費に間に合うようにするということもある。そのような意味では、従量制についても根本的に工夫する余地はあるのではないか。

それと、物理的な話であるが、口径13mmとあるが、13mmで大丈夫なのか？

#### 水道課長

A 昔は一般家庭の場合、1階に風呂等の水回りがあり13mmの水量で十分であったが、最近は2階にも水回りがある場合も多く、また同時使用も考慮すると、13mmでは不足する場合もある。最近では二世帯住宅等では20mmで契約する方が増えてきた。

#### 委員A

Q 20mmに誘導するようなことはないか？

#### 水道課長

A 誘導することはない。住宅メーカーは1階と2階に水回りを作ると20mmを付ける場合が増えてきた。家の中での同時使用を考えて判断していると思われる。

#### 水道課水道工事係統括係長

A 補足説明であるが、13mmの場合、出る量としては1分間で170程度であるが、20mmは400程度となる。同時使用を考えた場合、二世帯住宅の場合、給水申請の際に20mmの方がいいのではと提案する場合もある。

#### 委員A

Q 料金体系について一通り議論できたが、最後に宮原委員から意見をいただきたい。

#### 委員C

内部留保資金はこのままでは数年で無くなるということだが、改定をしないのであれば、更新のスピードを落としてリスクを取る等、何らかの対策をしなければならない。

また、基本料金と従量料金のバランスについて、現在は基本料金の割合が低く設定されているが、料金改定をいつするかはおいといて、次回料金改定の際には基本料金に重みを置いた体系に変えた方が、今後、節水機器がますます普及する状況で使用水量で賄うというのは、偶然これまで上手く行っただけだと思われるので、基本料金に比重をおいた料金体系に移行する時期に来ていると思う。

#### 委員D

Q 通増度について、前回の改定で1.3から1.1に変えて公平性をとのことであるが、公平性とはどういうことか？

#### 水道課長

A 水の使用量の多い少ないで料金格差があるのが不公平ではということから、その格差が少なくなるように見直した。

#### 委員D

Q そうすると、それは公平性なのだろうか。1.1でいいのだろうか。

#### 水道課長

A 公平性のほかに、企業活動の活発化や企業進出がしやすいようにとの目的もある。

#### 大場上下水道設計

A 補足説明ですが、課長の説明のように公平性の確保や大口需要者の取り込みもあるが、前提として、当時、厚生労働省から通増制の見直しが必要との方向性が示されていた。これまでは使用量の多い方の負担を多くするという仕組みだったが、水需要が減っている状況では見直す必要があるということで、通増段階を5段階から3段階に、通増度を1.3から1.1に見直した経緯もある。

#### 委員D

Q その時に基本料金の見直しという議論にはならなかったのか。

### 大場上下水道設計

A 議論になった。そのため、基本料金は10%の値上げをした。現在は基本料金収入が22.6%であるが、当時は15%程度だった。しかし、基本料金を上げて現在の水準になったが、実はまだ不足している状況である。

### 委員A

欠席している委員Bからの意見が届いているので説明を。

### 水道課長

A 委員Bから水道に関する意見として5つ受けている。

まず、P16の改定案については、利用者の負担感が低減できるため①に賛成する。

基本水量については、その主な社会的役割はすでに果たしたため、減じる方向が良い。

従量料金の増度は、大口需要者を確保するために、可能な範囲で抑えていくべきである。

基本料金は、安定した収入を確保するために、引き上げる方向で検討することが良い。

最後に質問で、P9に「料金水準の算定（総括原価の算定）」とあるが、どのスライドか？これについては次回の資料で回答する。

### 委員A

以上で本日の審議は終わるが、追加で質問がある場合は各自事務局に伝えて欲しい。